

## 新宿区における個人情報保護制度（概要）

## 1 目的

- (1) 個人情報の収集、保管及び利用する場合の基本原則を明確化
- (2) 自己情報の開示、訂正及び利用停止請求権を保障し、区民の基本的人権を擁護

## 2 実施機関

区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、議会

## 3 対象とする個人情報

保有個人情報（公文書に記録された個人情報）

## 4 収集の原則

## (1) 適正収集の原則

個人情報の利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

## (2) 本人収集及び利用目的明示の原則

個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。

## [本人収集原則の例外]

本人の同意があるとき。

法令等に定めがあるとき。

人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

交渉、争訟、人事管理、指導、相談等の事務において、本人から収集したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、又は当該事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

出版、報道等により当該個人情報が公にされているとき。

審議会の意見を聴いて、実施機関が特に必要があると認めたとき。

## [利用目的明示原則の例外]

人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

利用目的を本人に明示することにより、区の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

## (3) 収集禁止事項

法令等に定めがあるときその他正当な行政執行に関連しその職務の範囲内で収集するときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

思想、信条及び宗教に関する事項

社会的差別の原因となる事実に関する事項

犯罪に関する事項

前3号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると実施機関が認めた事項

(4) 正確性の確保

実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(5) 安全確保の措置

保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

保有する必要がなくなった保有個人情報を速やかに消去しなければならない。

(6) 保有個人情報保護管理責任者の設置

保有個人情報の安全確保を図るため、各課に保有個人情報保護管理責任者を設置。

5 業務の登録等

(1) 個人情報に係る業務を開始するときは、個人情報業務登録簿に登録し、各所管課において区民の閲覧に供する。

\* 主な登録事項は、業務の名称、業務の目的、対象となる個人の範囲、個人情報の記録項目等、個人情報を保有する課の名称その他

(2) 個人情報ファイル（個人情報をデータベース化したもの）について、業務ごとに個人情報ファイル簿に登録し、各所管課において区民の閲覧に供する。

\* 登録事項は、業務登録の項目に準じたもの

6 目的外利用の制限

(1) 個人情報を他の目的に利用してはならない。（以下に該当する場合を除く。）  
本人の同意があるとき。

法令等に定めがあるとき。

人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

区民の福祉向上のため、法令等の定めに基づき適正に業務を執行するとき。

審議会の意見を聴いて、実施機関が特に必要があると認めたとき。

(2) 目的外利用したときは、目的外利用記録票を作成し、区民の閲覧に供する。

7 外部提供の制限

(1) 個人情報を区の機関以外のものへ提供してはならない。（以下に該当する場合を除く。）

本人の同意があるとき。

法令等に定めがあるとき。

人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

審議会の意見を聴いて、実施機関が特に必要があると認めたとき。

(2) 外部提供したときは、外部提供記録票を作成し、区民の閲覧に供する。

## 8 業務委託等に伴う措置

- (1) 個人情報を取り扱う業務を委託し、又は公の施設の管理に指定管理者を導入するに当たって、審議会に報告する。
- (2) 委託契約書、協定書に目的外利用禁止等の個人情報を保護するために守るべき事項を明記する。（「特記事項」を付す。）
- (3) 業務委託記録票、指定管理業務記録票を作成し、区民の閲覧に供する。

## 9 電子計算機による処理

- (1) センシティブ情報を電子計算機に記録する場合は審議会の意見を聴く。
- (2) 電子計算機による個人情報処理システムの開発及び重要な変更を行う場合は、審議会の意見を聴く。（以下に該当する場合を除く。）
  - 本人の同意があるとき。
  - 法令等に定めがあるとき。
  - 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (3) 上記(2)の 及び に該当した場合は審議会に報告する。

## 10 電子計算機の結合

- (1) 個人情報を処理するために、区の機関以外の電子計算機との通信回線による結合を原則的に禁止する。（以下に該当する場合を除く。）
  - 本人の同意があるとき。
  - 法令等に定めがあるとき。
  - 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
  - 審議会の意見を聴いて、実施機関が特に必要があると認めたととき。
- (2) 外部結合したときは、外部結合記録票を作成し、区民の閲覧に供する。

## 11 自己情報の開示、訂正等の請求権

- (1) 何人に対しても、自己情報の開示、訂正、利用停止の請求権を保障する。
- (2) 未成年者、成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求等ができる。

### (3) 非開示情報

法令等の定めにより開示することができないと認められる情報

開示請求者以外の個人に関する情報

法人その他の団体又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報

区の機関等における審議、検討又は協議に関する情報

区の機関等が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する情報であって、開示請求者に知らせないことが明らかに正当であると認められるもの

法定代理人と未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報

#### (4) 部分開示

開示請求された情報に、非開示情報がある場合において、その部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときは、その部分を除いて当該情報を開示する。

#### (5) 存否に関する情報

開示等の請求に対して、当該情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになるときは、当該請求を拒否できる。

### 1.2 請求の方法及び決定手続等

(1) 本人であることを明らかにして、所定の請求書により請求する。

(2) 請求書の提出は、原則として、各課の窓口で行う。

(3) 開示可否決定等は、請求のあった日の翌日から起算して14日以内に行う。ただし、14日以内に決定できないときは、30日を限度に延期でき、それでも決定できないときは、さらに相当の期間を延長できる。

(4) 請求の手数料は無料、ただし、写しの交付を受けるものは実費を負担する。

### 1.3 救済手続

自己情報の非開示等の決定処分に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができる。

不服申立てを受けたときは、当該決定を取り消すとき及び当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、「情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、その意見を尊重して当該不服申立てに対する決定を行う。

### 1.4 審査会の設置

救済機関として、情報公開・個人情報保護審査会を設置する。

### 1.5 審議会の設置

諮問機関として、情報公開・個人情報保護審議会を設置する。

### 1.6 受託業務者及び指定管理者の責務

(1) 受託業務者及び公の施設の指定管理者に対し、個人情報の保護について必要な措置を講じることを義務を課している。

(2) 受託業務者、指定管理者及び業務従事者、派遣労働者等に守秘義務を課す。

### 1.7 出資法人等の個人情報保護

区が出資する法人等で区長が指定するものに対し、個人情報の保護について必要な措置を講じること義務を課している。(区長指定法人等は以下のとおり。)

(1) 社団法人 新宿区シルバー人材センター

(2) 社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会

(3) 公益財団法人 新宿区勤労者・仕事支援センター

(4) 社会福祉法人 新宿区社会福祉事業団

- (5) 公益財団法人 新宿未来創造財団
- (6) 公法人 新宿区土地開発公社

## 18 事業者に対する措置

- (1) 個人情報を取り扱うときは、基本的人権を不当に侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。
- (2) 条例の趣旨に反する行為をしている事業者に対し、是正・中止の指導又は勧告することができる。また、これに従わないときはその事実を公表できる。

## 19 苦情処理

実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情、及び 事業者における個人情報の取扱いに関する苦情、の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

## 20 運用状況の公表

毎年1回、広報等により公表する。

## 21 罰則

- (1) 職員等、受託業務従事者等、指定管理業務従事者等又は派遣労働者等が、  
正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処す。（第43条）  
個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処す。（第43条）  
その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処す。（第44条）
- (2) 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処す。（45条）
- (3) 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処す。（46条）
- (4) 受託業務者又は指定管理者としての業務を行う法人又は人の業務に関して、その法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、第43条又は第44条の違反行為を行ったときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。（47条）

## 22 実施年月日

平成17年4月1日実施（平成2年10月1日実施の旧条例を全部改正）  
罰則の導入（職員、受託業務従事者、指定管理業務従事者、法人）  
（平成18年6月19日 派遣労働者を対象に加える。）  
平成19年10月1日 一部改正（郵政民営化に伴う非開示情報の調整）

平成 2 1 年 4 月 1 日 一部改正（統計法等の改正に伴う条例の適用除外規定の  
整備）